

千葉県公園等活用事業者選定会議設置要綱

(設置)

第1条 公園等を活用した賑わい創出を図る民間事業者の決定等を行うため、千葉県公園等活用事業者選定会議（以下「選定会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定会議は、千葉県公園等活用事業者選定委員会（以下「選定委員会」）における審議に関し、次に掲げる事項を審査する。

- ア 選定委員会に付議する民間事業者の募集要項及び選定基準に関すること
- イ 選定委員会の審議結果を踏まえた民間事業者の決定に関すること
- ウ その他必要な事項

(組織)

第3条 選定会議は、別表1に掲げる職にある者をもって組織するものとし、委員長及び委員を置く。

- 2 委員長は、都市局長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、選定会議を代表する。
- 4 委員は、選定会議に出席できないときは代理者を出席させなければならない。

(開催)

第4条 委員長は、第2条に定める審査事項が生じた場合に、選定会議を開催する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議の開催に代えて書面による審査等とすることができる。

(資料の提出等)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 選定会議の庶務は、都市局都市総務課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、選定会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年5月9日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年3月16日から施行する。

別表 1

総合政策局長
財政局長
経済農政局長
都市局長